

## 厚生年金保険の保険料率も、平成24年9月分（同年10月納付分）から

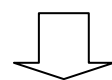
平成24年10月

### 0. 354%上がります・・・

9月分（10月納付分）より16.766%（被保険者負担分は8.383%）となります。社会保険料を翌月控除されている会社様は、10月にお支払いになるお給与から、新保険料となります。当月控除されている会社様は9月からになります。

【例】標準報酬月額30万円の厚生年金保険料の被保険者負担分

厚生年金保険料（8月分）24,618円



厚生年金保険料（9月分）25,149円 ※531円のアップ



### 《オザワ社労士事務所からのお知らせ》

オザワ社労士事務所

特定社会保険労務士

小澤 裕美子

宇治市宇治妙楽171-7

三千堂ビル2階

TEL 0774-24-2413

FAX 0774-24-2713

<http://ozawa.plus-hp.com>

### 最近の情報・統計から

- 日本的経営の特徴は「従業員・雇用重視」／新任役員意識調査  
日本能率協会は5日、上場企業に新たに就任した取締役1,445人を対象に経営課題に対する意識などを尋ね、「新任役員の素顔に関する調査」結果を発表しました。日本的経営の特徴を聞いたところ、「従業員・雇用重視」、63.2%、「品質重視」59.1%、「長期的志向」45.7%が上位3項目に挙がりました
- 正社員の過不足状況、5期連続で「不足」／労働経済動向調査  
厚生労働省は6日、四半期ごとに実施している「労働経済動向調査」の結果を公表しました。平成24年8月1日現在の労働者の過不足状況をみると、「不足」と答えた事業所の割合から「過剰」を差し引いた過不足判断DIは正社員等で12ポイントと5期連続の不足、パート労働者では16ポイントと12期連続の不足となりました。
- 希望退職は国内で2,000人／シャープ、11月に募集  
シャープは8月28日、国内で2,000人程度の希望退職を募集することを決め、労働組合に申し入れたと発表しました。2012年度中に国内外で約5,000人を削減する計画の一環。シャープ本体と主な連結子会社の正社員が対象となります。募集期間は11月1～14日で、12月15日の退職を予定しています。

### 改正高年齢者雇用安定法が成立しました

労働関係3法案（労働契約法、高年齢者雇用安定法、労働安全衛生法）が7月から8月にかけてバタバタと審議入りし、このうち労働契約法、高年齢者雇用安定法の改正法案が成立に至りました。先月号で、労働契約法の改正をお知らせいたしましたが、

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（高年齢者雇用安定法）が8月29日に成立しました。来年平成25年4月1日から施行されます。

【改正高年齢者雇用安定法の主な内容】次のとおりです。

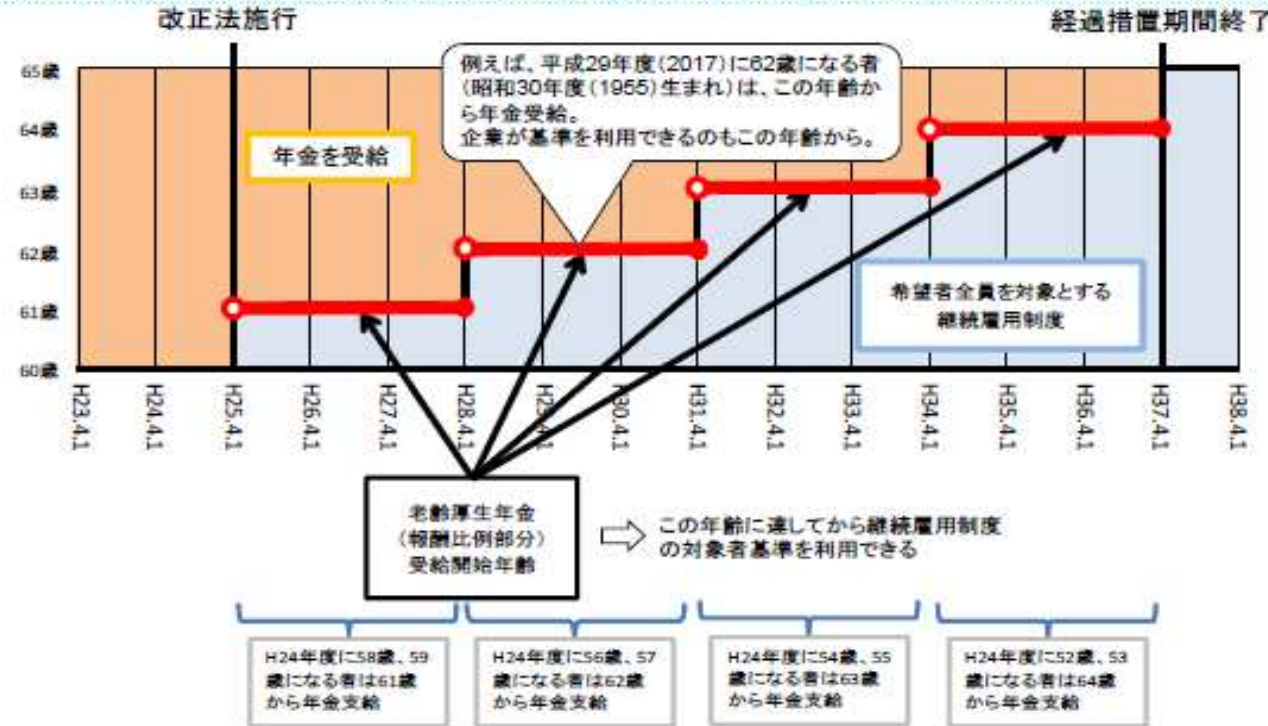
#### 1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている企業が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入される合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

ただし、厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置があります。

## 経過措置のイメージ

現行の高齢法第9条第2項に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けている事業主は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、その基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設ける。



※ 厚生労働省のHPより抜粋

### 2. 継続雇用先企業の範囲拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。

この場合、継続雇用についての企業間の契約が必要になります。

### 3. 違反企業に対する企業名公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置（※）を実施していない企業には、労働局、ハローワークが指導・勧告を行い、なお違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

### 4. 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針

を、労働政策審議会での議論などを経て策定します。この指針には、業務の遂行に堪えない人を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

※高年齢者雇用確保措置とは

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次のいずれかの措置を取ることが義務付けられています。

- (1) 定年の引上げ
- (2) 継続雇用制度の導入
- (3) 定年の定め廃止

## 地域別最低賃金が、上がります・・・(主な地域を抜粋いたしました)

都道府県	新	現在	発効日（新最低賃金が適用される日）
東京	850	(837)	平成24年10月1日
神奈川	849	(836)	平成24年10月1日
愛知	758	(750)	平成24年10月1日
三重	724	(717)	平成24年9月30日
滋賀	716	(709)	平成24年10月6日
京都	759	(751)	※平成24年10月14日
大阪	800	(786)	平成24年9月30日
兵庫	749	(739)	平成24年10月1日
奈良	699	(693)	平成24年10月6日
和歌山	690	(685)	平成24年10月1日

※ 大阪も、ついに最低賃金が800円となりました・・・

※ 京都は、最低賃金額は確定ですが、官報公示が9月14日で、その際に発行日が確定いたします。（9月10日現在）